

足立区勤労福祉会館の使用について（お知らせ）

新型コロナウイルス感染症対策のため、現在、施設の使用について一部制限を設けております。

ご利用者の皆様におかれましてはご不便をお掛けしておりますが、引き続きご協力の程よろしく願いいたします。

令和2年11月1日からの使用制限の一部変更についてお知らせいたします。

1 緩和内容および注意事項

レクリエーションホールに関する使用制限の変更

変更内容

- ・ レクリエーションホールの使用再開

利用人数の上限は20人

- ・ 卓球 再開（卓球台3台）

注意事項

- ・ 運動で使用の場合、運動中以外はマスクを着用してください。
- ・ 利用者同士の距離を十分に確保し、向き合っの運動等は極力お控えください。
- ・ 30分に1度（5分程度）扉を開け換気してください（換気中は音を消してください）
- ・ 大声での会話はお控えください。
- ・ 利用者名簿を備えることや事前の検温等利用する方全員の体調確認、消毒、換気、在館中のマスク着用等、主催者様に求められる施設使用の要件についてはこれまでと変更ありません。

2 使用制限の変更日

令和2年11月1日（日）

※その他勤労福祉会館の使用について

- ・ ご利用の際には、代表者様はご利用者（団体）のなかに体調の悪い方がいない事を事前にご確認のうえ、利用者名簿を作成し1か月程度保管していただきますようご協力をお願いします。
- ・ 手洗いや手指の消毒等、新型コロナウイルス感染防止策へのご協力を引き続きお願いします。
- ・ 新型コロナウイルス感染防止策にご協力いただけない場合や使用要件を逸脱する行為があった場合は、使用の中止、ご退館いただく場合がございます。
- ・ 今後の都内および区内における新型コロナウイルスの感染状況等により、再度要件を変更することや、貸し出し中止とする場合がございます。